

宣誓書

(定義)

第1条

本宣誓書において次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1)「本事業」とは、松山市の補正予算に盛り込まれた「新型コロナウイルス対策緊急支援事業（個人事業主等対策）」のうち、「松山市プレミアム付飲食券等事業」をいう。

(2)「不当な取引」とは、次の各号に掲げる取引をいう。

ア 他人のマチカアプリ及び松山市プレミアム付飲食券を用いて決済をした結果として、自己又は第三者が本事業による利益を享受すること。

イ 架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己又は第三者が本事業における利益を享受すること。

ウ 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本事業による利益の享受を受けることのみを目的として、マチカアプリ及び松山市プレミアム付飲食券による決済を行い、自己又は第三者が本事業における利益を享受すること。

エ 本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は第三者が本事業における利益を享受すること。

オ 本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は第三者が本事業における利益を享受すること。

カ 本事業の対象でない事業者が対象であると申告することで、第三者に本事業における利益を享受させること。

キ その他実行団体が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引

(3)「会員」とは、マチカ共通約款及びマチカカード会員約款に同意して株式会社まちペイからマチカマネーの発行を受け又は株式会社まちづくり松山からマチピの発行を受け、マチカマネーを用いて、加盟店において、商品若しくは権利を購入し、又は役務の提供を受ける者をいう。

(4)「会員アカウント」とは、株式会社まちづくり松山及び株式会社まちペイがそれぞれ会員に割り当てたマチカ共通約款及びマチカカード会員約款所定のサービス及びマチカマネーを利用するためのアカウントをいう。

(5)「マチピ」とは、株式会社まちづくり松山が会員に対して発行するポイントをいう。

(6)「マチカマネー」とは、株式会社まちペイが発行する株式会社まちペイ又は株式会社まちペイの委託先が管理するサーバに記録された円単位の金額についての電子情報をいう。

(7)「マチカカード」とは、会員アカウントを特定するために必要な情報が記録されてい

る非接触型 I Cカードをいう。

(8)「マチカアプリ」とは、会員アカウントを特定するために必要な情報(QRコード等)が表示され、又は読み取るスマートフォンアプリ等をいう。

(9)「加盟店」とは、株式会社まちペイ、株式会社まちづくり松山又は株式会社トータルペイメントサービスからキャッシュレス決済手段の提供を受け、当該キャッシュレス決済手段を用いて、マチカマネー又はマチピにより商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供する事業者のうち、本事業に参加する事業者をいう。

(10)「実行団体」とは、松山市、松山市飲食店応援委員会、松山市飲食店応援委員会事務局(以下、「事務局」という。)、株式会社まちペイ、株式会社まちづくり松山、株式会社トータルペイメントサービス及びその他本事業に関わる委託先を合わせた本事業に関わる団体をいう。

(11)「松山市プレミアム付飲食券」とは、本事業に伴い、松山市飲食店応援委員会が発行する飲食券をいう。

(宣誓事項)

第3条

本事業に参加を申込む加盟店は、次の各号に掲げる事項について異存がなく誠実に遵守することを宣誓する。

(1) マチカマネーによる決済に係る取引のキャンセルの場合などにより、本事業の係る取引が消滅した場合に、マチピによる還元がなされないよう事務局に当該事実を報告すること。

(2) 本事業の趣旨を十分理解し、不当な取引の防止を適切に行うこと。また、加盟店で従事する者に対しても宣誓書の定義・宣誓事項・確認事項を確実に周知・指導し、不当な取引を防止するために適切な対策を講じること。

(3) 実行団体が加盟店に帰責する不当な取引を確認した場合において、実行団体から指示を受けたときは、実行団体から提供されているキャッシュレス決済手段の使用を停止されても異存がないこと。

(4) 実行団体が不当な取引であることが疑われるものを検知した場合において、実行団体が行う次の各号に掲げる調査を行うことに同意し、協力すること。

ア 不当な取引を行ったことが疑われる加盟店についてマチカの加盟店情報として登録されている情報及び本申請などを通じて実行団体が取得した情報その他の関連情報の調査

イ 不当な取引を行ったことが疑われる加盟店についての過去の問合せ等の履歴の調査

ウ 不当な取引を行ったことが疑われる加盟店に対するチャット、メール、電話等による調査又は訪問調査

(5) 第2号に定める不当な取引を行った場合には、次の各号に掲げる不当な取引を行った者を特定するために必要な情報を本事業の委託先との間で共有することについて異存がな

いこと。

- ア 社名（個人事業主にあつては事業主名）
- イ 代表者名
- ウ 代表者生年月日
- エ 設立年月日
- オ 当該社及び不当な取引が行われた店舗の電話番号
- カ 当該社及び不当な取引が行われた店舗の住所
- キ 不当な取引を行った事実
- ク 振込先銀行口座番号

（６）加盟店に帰責する不当な取引によって、実行団体に損害が生じた際に、実行団体の損害額に相当する金額を実行団体に賠償すること。

（７）本事業による還元の対象となる取引においてキャンセルや返品が発生した場合に、実行団体の指示に従い、その旨を適切に処理すること。

（８）本事業に参加をしている加盟店であることが消費者にわかる掲示を行うこと。

（９）事前告知を行わず、実行団体から公表される場合があることに同意すること。

（１０）本事業の要件を満たしていることの証明できる証憑を実行団体に提出できること。

（１１）実行団体からの依頼により調査を実施する場合、必ず協力できること。

（１２）実行団体への加盟店情報の第三者提供について同意すること。

（確認事項）

第４条

本事業に参加を申込み加盟店は、申込者について次の各号に掲げる事項を満たすことを確認したことを宣誓する。

- （１）別途記載の事業者・加盟店登録要件を満たすこと。
- （２）別途記載の登録の対象外となる事業者には該当しないこと。
- （３）暴力団等の反社会的勢力に関係する事業者には該当しないこと。
- （４）別途記載の還元対象外取引のみを行う事業者には該当しないこと。
- （５）別途記載の事業登録加盟店の遵守事項に従うこと。
- （６）別途記載のその他同意事項に従うこと
- （７）キャッシュレス還元事業及び松山市プレミアム付飲食券事業の両方に参加すること。
- （８）マチカの店舗型 QR を導入すること。
- （９）以下の要件を満たしていること

ア 松山市で事業を営む事業者であること。

イ 安定的な事業者基盤を有していること。

ウ 松山市所管の補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。

エ 法令遵守上の問題を抱えていないこと。

- オ 還元対象外取引がある場合、還元対象のキャッシュレス決済と分けて決済できること。
- カ 法令や同意した規定等を遵守していない取引が混在する事業者でないこと。

以上

以上、確認し宣誓します。

松山市飲食店応援委員会
委員長 中矢 斉